即時抗告状

広島地方裁判所令和4年(モ)第106号 裁判官に対する忌避の申立て事件 (原事件:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償事件)

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309 抗告人(原告) 髙野邦夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 被抗告人(被告) 国 代表者法務大臣 古 川 禎 久

◎付 属 書 類=なし

貼用印紙	金 1,000 円
予納郵券	金 4,110 円

令和4年7月28日 広島高等裁判所御中

記

第一. 抗告の趣旨

- 1.令和 4 年 7 月 25 日、広島地方裁判所から同裁判所令和 4 年(モ)第106 号(原審:令和 4 年(ワ) 第14号損害賠償事件)の決定書(甲第1号証・以下原決定という)を特別送達により受領した。
- 2.原決定は「本件裁判官(加藤弾)対する忌避の申立てには理由がない」と判示している。
- 3.原決定は全部不服であるから、民事訴訟法第25条5項・同法第332条により即時抗告する。
- 4.原決定を破棄し、更に「本件裁判官に対する忌避の申立てには理由がある」との裁判を求める。

★民事訴訟法

- ・第二五条(除斥又は忌避の裁判)
- 1 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避す ることができる。
- 234 省略
- 5 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- •第三三二条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

5.抗告の理由については、追って(即時)抗告理由書を提出する。

抗告人(原告) 髙 野 邦 夫 広島高等裁判所御中